

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

一 道 路 の 種 類	県道
二 路 線 名	花園本庄線
三 道 路 の 区 域	

新B	新A	旧A	旧新別
本庄市栗崎字古川端一一四九番一 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで		本庄市西五十子字村東八一五番二 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで	区間
一五・〇〇 一〇三・〇四		七・九〇 三六・九〇	敷地の幅員 (メートル)
一二〇七・九〇		三四三九・一〇	延長 (メートル)
	令和七年七月二十五日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第 四号の道路予定区域の一部変更 である。		備考